教職員校内ルール

倉敷市立西中学校

1　携帯電話・スマートフォンの所持・使用について（管理職の許可を得た場合を除く）
- 個人の携帯電話・スマートフォンは、教室等には持ち込まない。
- 生徒、保護者等への電話連絡については、学校の固定電話を使用することを基本とする。
- 原則として、生徒の携帯電話やメール・SNS アドレスを取得しない。教職員の携帯電話番号やメール・SNS アドレスを生徒に伝えない。
- 生徒の活動をカメラ等で撮影する際には、原則、学校のカメラ等を使用し、個人の携帯電話やスマートフォンは使用しない。

2　生徒指導、生徒への個別面談や個別の学習指導の際等の対応の在り方
- 生徒を指導する際、できるだけ複数の教職員や生徒と同性の教職員で対応する。
- 生徒に１対１で指導を行う場合は、事前・事後に管理職や学年主任等へ連絡・報告をする。また、不必要な身体接触等（セクハラ）はしない。

3　生徒の個人情報に係る書類や電子データの取扱
- 個人情報に関わる記録や資料は、施錠可能な場所に保管する。
- 生徒の個人情報に係る書類や電子データを校外に持ち出さない。やむを得ず校外に持ち出す場合は校長の許可を得る。（USB メモリの管理をきちんとする）

4　生徒からの集金など現金の取扱の方法
- 生徒、保護者から集金を預かった場合には、名前・金額等を確認し、すみやかに学年の会計担当者に手渡しする。学年の会計担当者が不在の時は、事務職員に手渡しする。
- 業者への支払いは、すみやかに行う。

5　その他
- 生徒指導、部活動等の試合・練習試合の引率等で、生徒を教職員の自家用車に同乗させない。ただし、生徒指導等でやむを得ず生徒を教職員の自家用車に同乗させる場合は、校長の許可を得て、保護者にも連絡し、承諾を得る。
- 授業中、生徒がトイレに行く場合は、必ず、インターフォンで職員室に連絡し、該当学年の教員がトイレに付きそう。

子どもたちを守る5つの禁止事項

①　不必要な身体接触　　②　許可なく校内でスマホを使用　　③密室での1対1対応

④　私的なメールや SNS による生徒とのやりとり　　⑤　許可なく車に同乗させる